

第1回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月10日(火) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室

3 出席委員(11名)

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
4番 吉清 哲司	5番 池田 誠	7番 三枝 正直
9番 高浦 伸芳	10番 麻生 等	11番 福山 博久
12番 松崎 秋夫	13番 吉野 鋭致	

4 欠席委員(2名)

6番 中村 好男	8番 高橋 奈緒美
----------	-----------

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 令和4年度第10次農用地利用集積計画(案)について

議案第6号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後2時57分)

事務局 委員の皆様 新年、明けましておめでとうございます。本年もよろしく
お願いいたします。

定刻前ですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。

ただいまから令和5年第1回農業委員会総会を開会いたします。

定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、6番、中村委員、8番、高橋委員の2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号2番、織本委員、議席番号12番、松崎委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件につきまして、ご説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないため、譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。

申請土地、作田字念切、地目、田、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆。〇〇筆の合計は〇〇〇〇㎡。

権利の内容は、売買による所有権移転で、図面番号は1です。

続きまして、番号2、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じるため、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利のためです。

申請土地、岬町江場土字興和、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利の内容は、売買による所有権移転で、図面番号は2です。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 はい。11番の福山です。

番号1の件ですが、事務局の説明のとおりです。譲受人は農業に積極的に従事しており、特に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、番号2について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

事務局説明のとおりで、申請地の奥側になるんですけど、そちらに譲受人の方の畑がありまして、そちらと一緒に管理するというので、特に問題ないものと思われま。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条の規定に基づく許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町桑田前原の田と畑、〇〇〇〇㎡のうち、〇〇㎡です。下道集会所の北側に位置します。図面番号3です。

申請地は、土地改良事業施行区域内の農地であることから第1種農地に

該当し、原則として許可できませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は営農型太陽光発電施設です。農地の下部ではブルーベリーを耕作し、農地の上部で発電を行います。この発電施設の支柱部分が7年間の一時転用の対象となります。一時転用の許可期間は原則3年間ですが、荒廃農地を再生利用する場合、既に一時転用許可を受けている場合において、当該許可を受ける前に荒廃農地であった場合は、10年以内とする規定があり、これに該当するため、10年のうちの当初許可3年間分の残り7年間分について申請を受け付けたものです。この取扱いは平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知によるものです。

本施設は、平成28年に一時転用の許可を受けて設置されましたが、二度目の許可より3年が経過することから三度目の申請を行うものです。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成26年2月18日付けで設備認定済です。

番号2、本件土地は岬町江場土宮下の田、〇〇〇〇㎡です。B&G海洋センターの南西に位置します。図面番号4です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。農業機械が潜ってしまい耕作できない田を、嵩上げて畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、平均1.7mほど埋立てを行います。法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成のための土砂は、市内国府台のストック場から搬入する土砂3,000立方メートルを使用します。

土地使用と搬入費用を相殺する為、費用は掛かりません。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について環境保全課に申請予定です。
排水は雨水のみで、自然浸透とします。

農地復元後は、サツマイモ、ジャガイモ等を作付けします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、私の方から補足説明をさせていただきます。

6番、中村委員より、番号1については、営農型太陽光発電施設の一時
転用について、許可期間が経過したことから再度申請するもので、問題なし
との連絡を受けております。

議長 番号2については、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

事務局説明のとおりで、耕作に向かない田のところを埋め立てすること
で、畑として利用するという事なので、特に問題ないものと思われま
す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員。どうぞ。

池田委員 1番ですけれども、パネルの下、なんの作物を作るのでしたっけ。

事務局 現在、ブルーベリーを耕作中です。

池田委員 ブルーベリーを耕作中。

事務局 営農型太陽光発電施設ということで、今回3期目になりますけれども、
当初から、ブルーベリーを耕作中です。

池田委員 分かりました。

議長 他にございますか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することに、ご異議な
い場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は下布施棒谷及び戸張ヶ谷の田、〇〇〇〇m²です。名熊ダムの北側に位置します。図面番号5です。

当初計画内容、植林による森林造成。当初許可年月日、令和4年1月14日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第〇〇〇〇号の〇〇-〇〇。

変更理由は、隣接の簡易宿泊施設計画において集客等を再検討した結果、宿泊客1組につき自動車複数台での来場による駐車場不足が見込まれるため、駐車場を増設するものです。

変更後計画は駐車場造成、〇〇台です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

用水は雨水のみで自然浸透とし、オーバーフロー分は自然流下とします。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

事務局から説明がありましたけれども、温浴施設を施工中なのですが、一部が千葉県の崖条例に抵触するということで、その切土した土砂を農地に埋めて植林する予定だったのですが、事務局が言いましたように、簡易宿泊施設の従業員及び来客者の駐車場が足りないということで、特に問題ないものと思われまして、よろしく審議のほど、お願いします。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 いいですか。

議長 池田委員。どうぞ。

池田委員 これ、全部駐車場にする計画。当初の議案書、ちょっと見たのですが、防災対策として、他法令の森林法に基づき伐採を行い、その後、植林するということで出されていましたが、森林法ってのはどうなっちゃたのですか。

事務局 森林法につきましては、南部林業事務所の指導を仰ぎながら計画を進めていた訳ですけれども、切土し植林する予定だったのでしたけれども、いかんせん駐車場不足ということが分かりまして、南部林業事務所とも協議のうえ、計画変更したうえで、今回の申請に至りました。以上です。

議長 池田委員。いかがですか。

池田委員 植林ではなくて、全て駐車場にするということですね。

事務局 はい。

池田委員 分かりました。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は荻原堀切下の畑、〇〇〇〇㎡で、堀切集会所の南東に位置します。図面番号6です。

申請地は、農振農用地に隣接し、10ヘクタール以上の広がり内の農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、土石等の資源の採取の事業に供する為、例外的に許可できるも

のに該当します。

転用目的は基地用地です。基地とは、坑井より生産のガスかん水を分離し、送る設備です。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は約〇〇億〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

番号2、本件土地は岬町谷上永津の田、〇〇〇〇m²で、向根集会所の南側に位置します。図面番号7です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は専用住宅、〇〇〇〇m²です。

譲受人は現在、茂原市内の貸家で妻、子と3人で暮らしています。

子供の成長に伴い手狭となることから、実家の隣接地を取得し、自己住宅を建築します。埋立ては行いません。

用水は市営水道。排水について、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、雨水と共に既設の市道側溝に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、借入金にて行います。

番号3、本件土地は岬町江場土興和の畑、〇〇〇〇m²で、旧ゴルフ練習場の東側に位置します。図面番号8です。

申請地は、番号2と同様の要件であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は建売住宅、〇〇〇〇m²です。

申請地は幹線道路に近く、商業施設に近接していることから生活の利便性があり、需要があると考えました。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、新設排水路を經由し既設排水路に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について市建設課に申請予定です。

番号4、本件土地は岬町押日生内の畑、〇〇〇〇m²で、中根小学校

の東側に位置します。図面番号9です。

申請地は、番号2と同様の要件であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は物置、〇〇〇〇㎡及びカーポート、〇〇〇〇㎡です。

譲受人は自宅敷地内が手狭になったことにより、隣接の休耕地を購入して、物置とカーポートの建築を計画しました。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三 枝 委 員 はい。7番、三枝です。

事務局からの説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号2について、私の方から補足説明をさせていただきます。6番、中村委員より、転用目的は専用住宅であり、転用指針に沿っているので問題なしとの連絡を受けております。

番号3について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松 崎 委 員 はい。12番、松崎です。

事務局説明のとおりで、この申請地周辺について、結構、転用による宅地化が進んでいる地域で、特に問題ないものと思われまます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして、番号4について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻 生 委 員 はい。10番、麻生です。

この件ですけれども、この畑が敷地の隣にありまして、今回、この畑を取得すれば、敷地が四角く、形が良くなるということもあり、手狭であった小屋やカーポートを作るということで、現場を見ましたが、全く問題な

いと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。
議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）
についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）につ
きまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和4年12月22日付けで、農用地利用集積計
画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会
の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は14ページ
に記載させて頂いております。

賃借権16件、使用貸借権2件、貸付者16名、借受者11名、
田、101,393㎡、畑、4,955㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、農用地利用配分計画（案）についてを議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

借受申込者、5名、田、38,782㎡、畑、1,478㎡を、出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は12月28日までに回答済の7件につきまして、議案書22ページから23ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようございますので、本日、お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和5年第1回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせ

ていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局からご連絡をさせていただきます。

はじめに、2月の総会ですが、2月9日、木曜日、午後3時から、いすみ市役所大原庁舎3階大会議室で開催を予定しております。

なお、申請受付については、1月23日、月曜日、24日、火曜日、25日、木曜日、の3日間となります。現地確認につきましては、1月26日、木曜日、及び27日、金曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

次に2023年版農業委員会手帳については、議案に同封してお配りさせていただきました。なお、2023年版農業委員会活動記録セットは、納品が2月中旬となる見込みとなっています。活動記録簿の白紙を同封しましたが、不足する場合は事務局までご連絡ください。

また本日、12月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたり、ご苦労様でした。

(閉会 午後2時28分)

議事録署名人

議長

2番委員

1 2番委員